

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市南大沢保健福祉センター条例施行規則（以下「施行規則」という。）第3条の規定に基づきセンターの施設を利用しようとする団体の登録の手続について必要な事項を定めるものとする。

(登録団体の要件)

第2条 センターの施設を利用することができる団体として登録ができる団体は、次の団体とする。

- (1) 八王子市南大沢保健福祉センター条例第6条に規定する者の団体
 - ア 市内に居住する60歳以上の者により構成する10人以上の団体
 - イ 市内に居住する心身障害者又はその家族により構成する10人以上の団体
- (2) ボランティア団体で市長が当センターの利用を適当と認めた団体
- (3) その他市長が当センターの利用を適当と認めた団体

(登録の手続等)

第3条 施行規則第3条の規定に基づきセンターの施設を利用しようとする団体の代表者は、あらかじめ南大沢保健福祉センター利用団体登録申請書（第1号様式（様式略））に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号アに規定する団体団体登録用構成員名簿（第2号様式（様式略））
 - (2) 前条第1号イに規定する団体団体登録用構成員名簿（第2号の2様式（様式略））
 - (3) 前条第2号に規定する団体でボランティア団体認定証などの書類
 - (4) 前条第3号に規定する団体の活動目的及び構成員等を確認できる書類
- 2 市長は、センターの施設の利用団体として適当と認めたときは、八王子市南大沢保健福祉センター団体登録証（第3号様式（様式略））を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第4条 前条第2項の利用団体登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）の代表者は、前条第1項の利用団体登録申請書の内容を変更したときは、速やかに南大沢保健福祉センター利用団体登録内容変更届（第4号様式（様式略））によりその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第5条 登録団体が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は、登録団体の代表者から申出があったときは、市長はその登録を抹消するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月23日から施行する。
- 2 八王子市南大沢福祉センター利用団体登録要綱は廃止する。
- 3 旧要綱の規定に基づいてなされた登録申請、登録手続及び登録証の交付については、この要綱の相当の規定によりなされたものとみなし、旧要綱の規定により交付された登録証は、当該登録証に記載されている期限までその効力を有する。